

# SEI NEN H O R I T S U K A 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

**N534**  
2015・8・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

いま、国会正門前で起きていること…………… 法科大学院修了生  
—そして、参加者は法律家に何を求めているか—

戦争法を廃案に！—若い人の力を信じよう—…………… 小田中聰樹

憲法違反の労働者派遣法改正案は廃案しかない!!…………… 戸舘圭之

元気が出る学習講演会を—青法協会員であることを生かして—…………… 白神優理子

過労死促進の労基法改正は許されない!…………… 海道宏実

—スズキ自販北陸24歳営業社員パワハラ過労自殺労災 労働保険審査会逆転裁決—

## ロースクールの実情と法曹養成

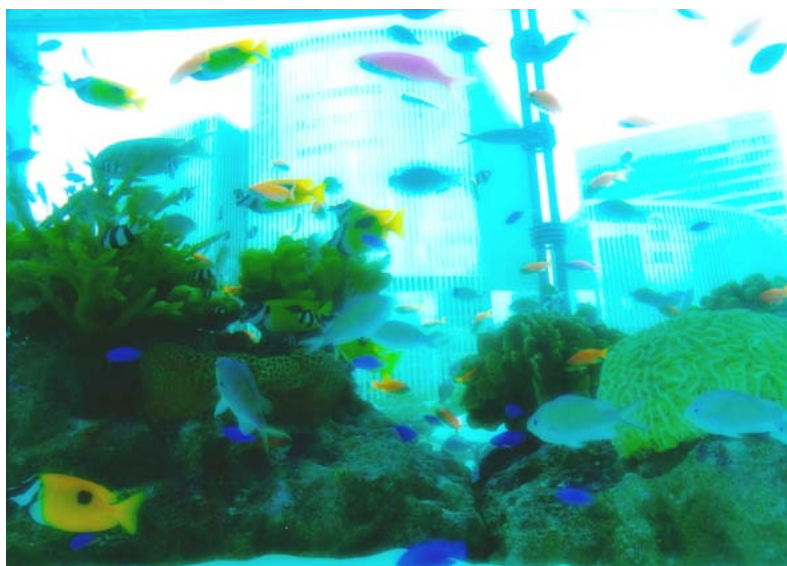
社会人経験者がみた法曹養成制度…………… 笹 泰子

## 検証：「新時代の刑事司法」の背景と実像（第12回）

治安強化、監視・密告社会への策動を許すな…………… 加藤健次

カネミ油症事件—事件の概要と今後の課題—…………… 保田行雄

□「戦争法案の衆院強行採決に強く抗議する」議長声明…………… 青法協弁学会合同部会



銀座の「水族館」

# いま、国会正門前で起きていること

—そして、参加者は法律家に何を求めているか—

法科大学院修了生

## 1 はじめに

皆様も御存知の通り、毎週金曜日の夜に、首相官邸前や国会正門前の周辺では戦争法案に反対する多くの市民による抗議が連日行われています。

四年ほど前から首相官邸前・国会前での抗議行動に参加している一参加者として、いま国会前では何が起きているのか、そして、そこに参加している市民は弁護士、法律家に何を求めているのか、という点について以下にご紹介差し上げたいと思います。

簡単に自己紹介をさせていただきますと、私は、都内の大学で政治学を学んだ後、早稲田大学ロースクールを二〇二三年に修了し、現在司法試験(三回目)を受験して結果発表を待っている者です。国会前の抗議行動には、ロースクールに在学していた二〇二二年冬頃からロースクールの友人らを誘って参加するようになり、同年六月に「官邸前見守り弁護団」が発足してからは、サポートスタッフとして国会前に足を運んでおります。

## 2 国会前抗議の紹介—沿革、情勢

国会前の抗議行動は四年前から原発に反対する人々が中心となって行ってきたものです。母体

となったのは、ツイッター上でデモを呼びかけた人々たちでした。彼／彼女らは後に首都圏反原発連合(通称「反原発」)を組織し、毎週金曜日の抗議を今まで毎週行い、四年間休むことなく継続してきました。

ご存知の通り、国会周辺地域では法律の規制によりデモ行進や道路を占有しての街宣などを行うことができません。そこで、当時抗議運動を始めた人々は、抗議に来た人が官邸前周辺の歩道に立ち止まって抗議をしている、という形式を採りました。当初は数十名で始まった抗議が、週を追うごとに「倍々ゲーム」のように大きくなり、六月には二〇万人とも言われる市民が集結してマスメディアに取り上げられるに至りました。警察はこれに対して、「参加者の安全とその他の通行人や車両の通行を確保するため」の一種の雑踏警備として、抗議参加者に対する規制を行いました。具体的には、車道への鉄柵の設置や歩道上へのカラーコーンの設置による抗議参加者の閉じ込め、参加者の「誘導」や通行規制による抗議の分断化・分散化などです。

しかし四年間続く毎週金曜日の抗議行動の中で、現場の秩序を警察による規制に服させるのではなく、抗議主催者が自律的に抗議のための空間を確保する試みが為されてきました。これは、反原発メンバーを中心とする主催スタッフが現場の



【写真上】国会正門前車道への「決壊」の様子  
【写真下】参加者と機動隊指揮官の間に入って過剰  
警備に抗議する弁護士

機動隊員や所轄警察署（麹町警察署）の警備責任者とのやりとりを緊密に行うなかで、警備方針について警察が一方的に決定するのではなく、相互の共通理解の上に警備が実行されるような慣習を作り出すことで、実態としては反原連が主体的に秩序を形成してきたものと評価できるものです。

ここに新たに加わるような形で、先月から国会正門前の抗議エリアで安保法制反対抗議行動の中心となっているのは、SEALDs（シールズ…自由と民主主義のための学生緊急行動）であり、ほとんどはデモや抗議行動など初めて参加するといふ二〇歳前後の学生たちです。SEALDsの呼びかけた抗議行動では、七月半ばに四万人以上

（SEALDs発表）の人々が国会正門前周辺に集結しました。この抗議は、ネット上での呼びかけを基礎に行われる点、そして国会正門前の歩道上で定例的（毎週金曜日の夜）に呼びかけられる点で、これまで反原連が築いてきた抗議行動とその手法の多くを共通にするものです。

また、運動のダイナミズムとしても、SEALDsの呼びかけによる抗議行動は、四年前の脱原発抗議行動の巨大化と同じ流れにあることを肌で感じます。具体的には、ネット（主にツイッター）での抗議行動についての情報の拡散の数や速度の度合い、国会周辺以外の各地への同様のデモの広がり、マスメディアの取り上げ方、などが酷似し

ています。実際に、抗議行動の規模は、政府が法案成立を目論む国会の会期末（九月末）に向けて週を追うごとに巨大化しており、今後二ヶ月間で数十万人規模の巨大な抗議行動へと発展する可能性は極めて高いといえます。

### 3 抗議行動が抱える課題

— 弁護士、法律家に求められていること

抗議行動への参加者が増加していく中で、対処すべき課題も生じています。七月一五日の抗議の際に、歩道に入りきれなくなった人々が国会正門前の車道に雪崩れ込む現象が生じるに至りました。これに対して警察は歩道内への鉄柵の設置や、参加者を国会正門前へと近づけないようにする「誘導」や横断歩道の通行禁止などを行って、「車道決壊」が起きないように躍起となっています。

その他にも、私服警官による抗議行動参加者の容姿のカメラ・ビデオ撮影や、警官の規制に対して強硬に突破しようとする参加者の発生など、トラブルが多発しています。

以上のような状況から、抗議の現場では警察に対する抗議（場合によっては、交渉や要請）や参加者と警察の間に入って



ラブルを未然に防ぐなどの「見守り」弁護士の活動が必要とされています。参加者からの「見守り」弁護に対する期待の声は非常に高く、現場では多くの参加者に激励の言葉をいただきます。また、例えばツイッターで「見守り弁護」「国会前弁護士」「デモ撮影 弁護士」などと検索していただければ、拾いきれないほど多くの賞賛、期待の声が寄せられていることを確認することができます。

#### 4 まとめに代えて

##### — 見守り弁護への参加の呼びかけ

「見守り弁護団」では一五〇名を超える弁護士の方にメーリングリストに登録いただいております。先月の抗議ではその中から三〇名近い弁護士が「見守り」に参加してくださいました。しかし、それでも広い国会周辺、数万の参加者の中で同時多発的に発生するトラブルに対処するには弁護士の数的に圧倒的に不足しています。

こちらをお読みいただいている方の中には、一般の参加者として抗議の現場に足を運んでいらっしゃる方も多数いらっしゃるかと存じます。また、それ以外にも「見守り弁護団」の存在は知りつつも今まで関わるきっかけがなかったという方も多数いらっしゃると思います。そのような方に、お願い致します。どうか、「見守り」弁護士

として現場に立つてください。一回でも結構です。あるいは一五分だけでも結構です。そこに「弁護士がいる」ということがいかに多くの参加者にとって励みになり、現場の警察官との緊張を和らげ、市民による政治的表現の場を実りあるものとするができるかを、必ずや実感していただけるものと思います。

この夏が、戦後日本の安保政策の歴史的転換点となるのか、それとも市民の直接行動の勝利という、戦後民主主義の歴史的記念になるのか、注目すべき季節となることは間違いないように思います。法律家の皆様におかれましては、是非とも注目するだけではなく、民主主義を実践する市民の味方として抗議の「見守り」にお越しいただきたいと、一参加者として切に希望しております。

連絡をいただければすぐに「見守り弁護団」メーリングリストに追加させていただきます。「弁護士腕章」や「見守りマニュアル」もご用意致しております。どうかお力をお貸しください。

最後になりましたが、貴重な紙幅を頂戴してこのような発言の機会を与えてくださった青法協の皆様には感謝申し上げます。

※「見守り弁護団」に登録希望の方は青法協事務局 (bengaku@seihokyo.jp) までご連絡下さい。

#### パンフレット

#### 「ちょっと待って、安倍さん！」

#### 集団的自衛権を考えよう

#### Q&A(改訂版)をぜひ活用下さい

憲法委員会では、標記パンフレットにある「今後の立法措置」の部分を、情勢に合わせて大幅に改定いたしました。会員のみならず講演する際の資料として活用していただけると幸いです。ぜひ憲法破壊の流れを断ち切る大きな運動を作り上げていきましょう。

申込用紙は弁学会同部会のホームページにもアップされておりますので、お手数ですが、プリントアウトして必要事項を記載のうえ、ファクスあるいはメール添付でお申し込みください。



体裁 B5変形16頁  
頒価 1部100円

# 戦争法を廃案に！

―若い人の力を信じよう―

小田中聰樹（東北大学元教授）

戦争法を必ず廃案に、そして若い人達の力が、それを可能にする。元青法協議長（一九七一年～一九七四年、一九七八年～一九七九年）である小田中聰樹先生から、若手の弁護士そして会員へ熱いメッセージが寄せられた。

各地で奮闘している会員みなさんに読んで頂き、さらに元気を充電していただければ幸いです。

（編集部）

皆

さん、今晚は（ママ）。私は東北大学で法律を教えていた者です。

昨日七月二五日、安倍内閣と公明党は、戦争法案を遂に強行採決しました。テレビに映る安倍首相は、決して自信に満ちた姿ではありませんでした。

彼は、自分の戦争政策が国民の支持を受けていないことを知っているのです。しかし、その一方で、彼は着々と戦争立法への布石を打って来ました。

安倍内閣は、昨年七月一日、「国の存立を全うし、国民を守るため切れ目のない安全保障の整備について」という決定を行いました。この決定の核心は、我が国と密接な関係のある他国、つまりアメリカに対する武力攻撃に対して日本も武力を使用し、共同して戦争を行うことができる、とした点にあるのです。

要するに、安倍内閣は、自分に憲法を守る義務があるにも拘わらず、一片の閣議決定により、憲

そ

法九条に反し、集団的自衛権を認める方向に向かうことを公然と内外に宣言するという、前代未聞の憲法違反の越権行為を行ったのです。

して五月、安倍内閣は、国際平和支援法案と平和安全整備法案と二つの法案を衆議院に提出し、七月二五日、委員会で強行採決で可決しました。

そもそも憲法は、集団的自衛権を認めておらず、国連憲章も認めていないのです。とくに日本は戦争を一切放棄し、武力を保持しないことこそが平和憲法の核心です。そして平和憲法は、国民の中に深く定着し根付いています。

今回、安倍内閣の提出した戦争法は、いずれも憲法違反であり、約七割の民意に反し、民衆に支

持されていない法案であります。

この二法案は、いずれ廃案になるでしょうし、そうしなければなりません。

## も

ともと安倍内閣は、アメリカとの共同戦争体制を作り、世界を武力で制覇しようとしてきました。なぜか。その最大の理由は、日米共に軍部と財界を中心とする軍産複合体が軍需産業によって巨大な利潤を得ようとしているからです。

いわば安倍内閣は、軍産複合体の政治的、経済的代理人なのです。そして安倍首相の背後には言論を暴力的に抑圧する極右勢力がいるのです。安倍首相は極右勢力の表看板、広告塔の如き存在なのです。

しかし、安倍内閣の戦争政策は、矛盾に満ちた危険なものであります。そもそもアメリカに進んで戦争を仕掛ける国があるでしょうか。たしかにテロは中東で発生しています。しかし、アメリカが軍事介入しなければ内紛で終わるのが歴史の示す事実です。内紛を戦争に転化する愚かなアメリカの軍事介入に日本が参戦することは最も愚劣なことではないでしょうか。

では、テロに対して日本がなすべきことは何でしょうか。私は、第一に外交によって対処すべきだと考えます。過日二人の日本人がテロで痛まし

くも惨殺されました。これは軍事一辺倒の安倍内閣に外交力の無いことの結果であります。

第二に、経済的、人道的支援を行うことであります。これによってテロの標的となることを避けることができます。

## 現

在、日本は別れ道にさしかかっていると思います。アメリカの属国として戦争で利潤を得て経済的、社会的格差の大きい国や社会になる道か、それとも自主・独立した平和的で経済的にも社会的にも格差のない国や社会になる道か。

後の道こそ民衆が幸福になる道であることは明らかであります。

しかし、この道を切り拓くためには闘うことが必要です。そして闘うためには、私たちは連帯することが必要です。思想・信条の違いを乗り越えて幅広く連帯した闘いを組むことができるか否かこそ、日本の未来、そして民衆の未来がかかっているのです。このことは、歴史の貴い教訓です。

## 私

私たちは、かつて五〇年代には、メーデー闘争、破防法阻止闘争、原水爆禁止運動を闘いました。六〇年代には、六〇年安保闘争、ベトナム反戦闘争を闘いました。七〇年代には、沖縄返還運動、司法反動化阻止闘争、成田空港闘

争、公害闘争を闘いました。八〇年代には、原子力空母佐世保寄港反対闘争、国家機密法反対闘争、国鉄民営化阻止闘争を闘いました。九〇年代には、国連平和協力法反対闘争、湾岸戦争阻止闘争、小選挙区制反対闘争、沖縄基地強制収用反対闘争、日米ガイドライン反対闘争、君が代・日の丸強制反対闘争、盗聴法反対闘争を闘いました。そして二〇〇〇年代には、イラク参戦反対闘争、国民投票法反対闘争、普天間基地反対闘争、共通番号制度反対闘争、そして特定秘密保護法阻止闘争を闘ってきました。

## こ

れら以上述べた闘争は、戦争立法阻止の闘争に連なる闘争であり、これらの闘争こそ戦後日本の平和憲法と民主主義、人権、平和、自由、幸福、福祉の土台を築き上げたのであります。

そして二〇〇四年には、既存の護憲組織に加えて、「九条の会」が発足したのです。その数は、全国で約七五〇〇といわれますが、実際には無数といってもいいでしょう。

かつてフランスの対独レジスタンスの詩人アラゴンのうたったように「神を信じた者も信じなかった者も」、思想・信条・宗教の違いを乗り越えて、平和憲法を守るために今立ち上がっているの

です。

この闘いは、永続的な平和な国と時代を作る作業であり、未だかつてない闘いですが、私たちは必ず勝つでしょう。

私は若い人に期待したいと思います。戦後民主主義教育を受けた若い人の民主主義意識は強いと思います。とくに三・一一大震災によって生まれた「絆」の思想は、若い人の心の中に深く育まれていると思います。「絆」とは、やや古い言葉でいえば、人と人との連帯であり友情であり優しさであります。

このような心を持った若い人が安倍首相のどす黒い野望に引きずられ、果たして戦争を肯定し、アメリカのために銃を持つでしょうか。

答えは明らかにノーであります。

しかし、若い人の心に芽生えている「絆」を運動に高めるために必要なものがあるように思います。それは何だろうか。若い人が歴史から学ぶことではないでしょうか。これ迄人類が長い年月を費やして育んできた平和、自由、人権、平等、友愛、福祉、そして真実こそ民衆を幸にする重要なモメントであったし、これからもうあり続けるだろう、という歴史の教訓を学ぶことです。そして世界の大勢は、安倍首相の思惑とは異なり、和解と平和と協調に向かっていることを学ぶこと

です。

**最**

後に、日本に明るい未来はあるだろうか。私はあると言いたいと思います。日本の民主主義と平和を守る力は、広く深く根を張っており、明るい未来を作る底力を持っていると思います。

(二〇一五年七月一六日 於仙台 仙台弁護士会主催 「街頭スピーチ」原稿)

## お知らせ

戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会主催で、以下の行動が予定されています。

行動への参加を呼びかけます。

○九月二日(土) 沖縄国会包囲行動

一四時～ 国会周辺

(憲法委員会からも、青法協ののぼりをもつて参加します)

○九月二四日(月)～二八日(金) 国会連日行動

二三時～一七時 国会正門前座り込み行動

一八時半 国会正門前集会

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

# 人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —



B5版・280ページ  
定価2,500円(税込)



# 憲法違反の労働者派遣法改正案は 廃案しかない!!

東京 戸舘 圭之

## 1 派遣法改正案が現在審議中

現在、労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）が改正されようとしている。労働組合や各法律家団体、世論の反対を押し切り、衆議院を通過してしまい、現在、参議院で審議中である。

今回の労働者派遣法改正は、政府の説明によれば「派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、全ての労働者派遣事業を許可制とする」とともに、派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続を推進し、派遣先の事業所等ごとの派遣期間制限を設ける等の措置を講ずる」ための改正とされており、一見すると、派遣労働者の保護を図るための改正であり問題がないようにもみえる。

しかし、その中身を具体的に検討すると、今回の派遣法改正案は、一言で言えば、当事者である派遣労働者にとっては何のメリットもなく、人材派遣会社や派遣先企業を利するだけの改正案であることがよくわかる。

本稿では、労働者派遣法改正案は、単なる労働政策上、労働者にとって不利益をもたらすかどうかというレベルに止まらず、「勤労の権利」を高らかにうたっている憲法二七条一項に違反する違憲

の立法であるという点を特に強調したい【※1】。

## 2 改正案の危険性―「生涯派遣」

今回の法案では、いま現在働いている派遣労働者にとって致命的ともいえるダメージが生じることは必至だ。

まず、専門二六業種といわれる職種で働いている派遣労働者は、これまで期間制限がなかったが、今回の改正案がおると三年の期間制限により三年で雇い止めの危険が生じる。

報道によれば、改正案の成立を待たずに、専門二六業種で働く派遣労働者が雇い止めを通告されたり、開始後は三年で雇い止めになることを告げられている事例も報じられている。

また、現在の派遣法では専門二六業務の派遣労働者が、三年を超えて同じ派遣先で同じ仕事をしている場合、その派遣先が新たに労働者を直接雇用しようとするときは、その派遣労働者に雇用契約の申込みをしなければならないという「雇用申込み義務制度」（派遣法四〇条の五）が存在し、これにより専門二六業務で働いている派遣労働者が直接雇用される可能性が十分ながらあったが、今回の改正案では削除されてしまっている。

その他の業務の派遣労働者についても、今回の改正案では、期間制限が事実上撤廃され、これに



より、これまで違法だった違法派遣(恒常的派遣)が合法化されることになり、二〇二二年の派遣法改正で導入され、今年一〇月一日に施行される予定となっている違法派遣の場合に派遣先への直接雇用を義務づける「直接雇用申込みなし制度」が、ほとんど機能しなくなる事態が招来する【※2】。

今回の改正案では、専門二六業務とその他の業務という区別を撤廃し、一律に①事業所単位の期間制限(派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受入れは三年を上限とする。それを超えて受け入れるためには過半数労働組合等からの意見聴取が必要。意見があった場合には対応方針等の説明義務を課す。)と②個人単位の期間制限(派遣先の同一の組織単位(課)における同一の派遣労働者の受入れは三年を上限とする。)を設けている。

本来、派遣労働の期間制限は、派遣労働があくまで一時的・臨時的なものであり、正社員の代わりに派遣労働者を使うことを許さない(「常用代替防止」という観点から設けられたものであった。

しかし、今回の改正案では、①事業所単位の期間制限、②個人単位の期間制限とうたわれてはいるが、実際には、これらの期間制限は抜け穴だらけであり、企業はその気になれば、派遣労働者を無期限に使い続けることが可能な制度設計になっ

てしまっている。この点について、法案では、「派遣労働者の雇用安定措置」として①派遣先への直接雇用の依頼、②新たな派遣先の提供、③派遣元での無期雇用、④その他安定した雇用の継続を図るために必要な措置を派遣元に義務づけるとしているが、これらの「雇用安定措置」は、まったく派遣労働者の雇用安定にはつながらない。たとえば、①の「派遣先への直接雇用の依頼」については、文字通り、「依頼」することが義務づけられているだけなので、派遣先がその「依頼」を断ることも全く自由だからである。

現在、多くの労働者が、できれば正社員で安定して働きたいという希望を持ちながら、やむをえず派遣労働を選ばざるを得なくなっているのが実態である。そのような中、今回の派遣法改正案は、派遣労働の適用場面を著しく拡大し、構造的に不安定かつ低賃金な派遣労働者の激増をもたらしかねない危険性を有している。

### 3 労働者派遣法の違憲性

労働者は、人間であり、労働をすることによって生活を成り立たせなければならない。機械の部品などの「モノ」ではない。

憲法は、個人の尊重(二三条)、いわゆる生存権(憲法二五条)を保障し、その上で「勤労の権利」

を保障している(二七条一項)【※3】。「勤労の権利」は、雇用の機会保障を国家に要求しうる権利であるに止まらず、人間らしく働く権利をも保障する豊かな権利と解すべきである。

派遣労働は、雇用主と現実に指揮命令を下す者が別れている間接的な雇用形態であることから、構造上、必然的に雇用が不安定となり、労働者の待遇は低賃金となる危険性を本来的に有している雇用形態である。

歴史的に見ても、派遣労働のような間接的な雇用形態は、中間搾取(ピンはね)が横行し、労働者を酷使し使い捨てにしてきた苦い経験があり、だからこそ、戦後の労働法制の下では職業安定法によって厳格に規制されてきた。

一九八五年に労働者派遣法が制定された時も労働組合等による大規模な反対運動が展開された。そのため、労働者派遣法は成立したもの、労働者に不利益が生じないように専門的で常用代替が生じるおそれのない職種に限定されていた。ところが、その後の規制緩和の流れの中で、もともと限定的にしか認められなかった派遣労働がどんどん拡大されていき一九九九年には対象業務が原則自由化され、二〇〇三年には製造業務への派遣が解禁されるなど派遣労働の対象は無限定に拡大され、派遣労働者は二〇〇八年には二〇二万人にも達した。

このため、現在では、いたるところで派遣労働者が働いており、派遣労働という働き方が違和感なく広まってしまっている。格差社会、ワーキングプアなどの貧困問題の根本原因には、派遣労働をはじめとする不安定かつ低賃金な非正規雇用の政策的拡大にあることはいまや明らかである。

しかし、雇用のあり方の大原則は、直接雇用かつ無期限の雇用である。派遣労働は、あくまでも臨時的、一時的な場面でのみ活用が認められるにすぎない。労働者が安心して人たるに値する生活を営むためには、この大原則が貫かれなければならない。

そして、このような雇用のあり方は、憲法二七条一項の「勤労の権利」によって保障されている雇用の原則と位置づけるべきである。

そうであるならば、労働者派遣法は、憲法上保障された「勤労の権利」を侵害する違憲の立法であり、今回の改正案は、その違憲性をより一層明らかにし、労働者派遣法が違憲立法であることを決定づけるものと言わざるを得ない【※4】。

#### 4 違憲の立法は廃案しかない!!

今回の派遣法改正案が成立すると、雇い止めの危険が高まるだけでなく、派遣労働という、本来は臨時的、一時的な雇用形態であるべきものが

原則化し、派遣労働者は一生派遣労働者としての地位に甘んじることを余儀なくされてしまいかねない。

かかる不利益は、憲法上到底許容され得ない、労働者にとつての深刻な憲法上の権利侵害に他ならない。

安保関連法案(戦争法案)は憲法学者の多数が違憲と断じ、刑事訴訟法改正案も多くの刑事法研究者、当部会を含む法律家団体が憲法上保障された被疑者・被告人の適正手続保障との矛盾を鋭く指摘しているが、今回の派遣法改正案も同様に憲法上許されない違憲の立法であることを今こそ声高に主張すべきである。

【※1】労働者派遣法改正案については、菅俊治(日本労働弁護団事務局長)「緊迫する国会情勢・派遣法めざせ三度目の廃案、時間・金銭解決制度は?」(『法と民主主義』四九九号四二頁)を参照。改正案を巡るこれまでの議論、問題点、政府の説明のまやかしなどについては、東京の佐々木亮会員(弁護士佐々木亮の労働ニュース)その先を読み解く「<http://bylines.news.yahoo.co.jp/sasakiryu/>」、神奈川の嶋崎量会員(「全」の人が希望をもって働ける社会を実現したい」<http://bylines.news.yahoo.co.jp/shimasakichikara/>)、京都の渡辺輝人会員の「Yahoo!ニュース個人ブログ

「弁護士渡辺輝人のナベテル法蕩記」<http://bylines.news.yahoo.co.jp/watanabeteruhito/>」における一連の解説記事を是非参照されたい。最新の国会情勢なども踏まえた時宜に合ったわかりやすい解説がなされている。

【※2】これがいわゆる「二〇・一問題」である。改正法案を推進する側は、改正法により多くの企業の違法状態が「救済」されることから本年一〇月一日前の改正法の施行を目論んでいる。

【※3】「勤労の権利」の一般的理解については、小山剛「勤労の権利、労働基本権(1)」法学セミナー七二六号(二〇一五年七月号)八二頁を参照。

【※4】笹沼弘志静岡大学教授は、製造業への派遣を認めた労働者派遣法改正は憲法二七条一項、二項に反し違憲ではないかと主張する(笹沼弘志『第一章 社会権、国家賠償請求権』辻村みよ子編著「ニューアングル憲法」法律文化社、二〇一二年、一三四頁以下)が、その論理を突き詰めるならば一九八五年の労働者派遣法の制定自体、違憲の立法であったことになるはずである。

# 元気が出る学習講演会を

—青法協会員であることを生かして—

東京 白神優理子

## 1 目的は希望を持ち 元気になるってもらうこと

弁護士に対して学習講演会の依頼があるとき、「法律のプロになろう」「学問研究を深めよう」と思って依頼をする方はかなり少ないはずです。

「何が問題なの?」「どうしたら良いの?」「解決策はあるの?」そして、「明日からまた元気に運動の輪を広げたい!」という気持ちで依頼があるのだと思います。

その要求にかみ合った学習講演会をすることが喜んでもらう秘訣だと思います。このような学習講演会は青法協会員の得意分野だと思います。以下に、私が青法協会員マインドをどのように生かして話をしているか紹介させていただきます。

## 2 人権侵害の「現場」を伝える

労働問題で講師をするときも、安保法案について講師をするときも、私は映像資料・手記などを使い徹底的に「人権侵害の現場」を語ります。

皆さんも青法協でフィールドワークに行き、はじめて問題の深さ、大きさを痛感した経験があると思います。現場を知ることが「問題意識の共有」「人権侵害に対する怒りの共有」を生み出し、や

る気を引き出す一步になると思います。

ですから私は、自分の学習講演を通して「フィールドワークの疑似体験」をしてもらおうと工夫しています。

労働問題では過労死をされた方の遺書を紹介したり、過労でうつに追い込まれた方の映像を紹介したりします。「店長になったとき、ネクタイを締めて嬉しかった。その次の記憶は精神科の待合室だった。あつという間だった、壊れていくのが。薬を飲み続けた。でも治らない。今でも体が戻らない。働きたかった。働きたかった。」と語る被害者の映像に皆で涙を流します。

安保法案については戦争の「現場」を語ります。二つの文脈があります。一つ目が「立憲主義の価値を語る文脈」です。なぜ国家権力の手足を縛る必要があるのか。教え子を戦場に送り後悔した教員の詩、元「慰安婦」の証言、被爆者の証言、沖縄における集団自決の写真や手記などを紹介し、国家権力が暴走するようになるか、具体的にイメージできるようにします。

もう一つが「安保法案の本質を語る文脈」です。米国の戦争に一度も反対しことがない日本であることを踏まえると、戦争法案が実行された場合の一番の危険性はテロとの闘いに巻き込まれることです。そこで私は、イラク戦争などのアメリカによる戦争について、空爆で手足を失った子ど

もの写真・民間人被害者が七割を超えることを示すグラフ・派兵された軍人の自殺者・これらの手記などを用い語ります。実際の映像としては『リトルバズー戦火の中の子どもたち』を紹介します（大変衝撃的な内容なので覚悟をして見る必要があります）。この中には「赤ちゃんを抱いているイラク人のお父さんの真上にアメリカの空爆があり、赤ちゃんの脳みそが飛び散り、これを泣き叫びながら集めるお父さんの姿」や「空爆で手足を失い血だらけで横になる子どもたちの横で『神様！神様！』と泣き叫んで壁に頭を打ち続けるお父さんたち」や「地平線いっぱい広がる子どもたちの小さなお墓」の映像があります。このような戦争に日本の若い人たちが連れて行かれ、戦闘地域まで行き、武器を使うことができるようになる、これが戦争法案の本質だ、と語ります。学生、青年、若いお母さんなど目に涙を浮かべて聞いてくれます。

“実感を込めて“リアルに“ということを意識しています。

### 3 人権侵害の「構造」を伝える

青法協会員が難しい裁判にも立ち向かえるのは、ただ「被害者がかわいそう」という感情だけではないと思います。いつも青法協会員は「被害を

生み出す構造」を学び、打開策を見つけるからこそ困難に立ち向かえます。同じように、学習会参加者にも「原因」「構造」を伝え打開策と一緒に発見する学習を心がけています。

労働問題では、一部の大企業が内部留保を溜め込む一方で労働条件が劣悪にされていることを示すグラフ・データを提示します。

平和の問題では、アメリカや財界が集団的自衛権を行使できるように要求をしていることを新聞記事や年表などで明らかにしています。

そして私が実際に話をしたことがある米兵のことを語ります。米兵とランチトークをした際に「なぜ米兵になったのですか？」と私が問うとどの米兵も「大学に行かせてもらえるから」「家族を楽にさせてあげられるから」という回答でした。

一のお金持ちがもつとお金持ちになるために、九九%が、特に若者が貧困に追いやられる、そして貧困が若者を過労死や戦地へ追いやるのだと訴えます。

安倍首相がいう「企業が最も活躍しやすい国」と「戦争する国づくり」はリンクしているんだ、ということ強調します。

### 4 「希望」を伝える

どんなに問題の危険性を訴えても、それだけで

『やる気』は出ないのだ、と実感しています。私自身がそうだったからです。「打開策」と、実際に声を出すことで「社会が変わる」という希望が必要だと思っています。

かならず最後に、「歴史が前に進んでいること」を伝えます。

労働問題では労働運動の中でどのように現在の権利が勝ち取られたか（解雇権濫用法理など）を伝えたり、平和の問題では改憲を阻止し続けていることの価値、世論の変化を伝えたり、世界の流れを見ても軍事同盟下にある人々の人口が六七%から一六%にまで減っているという歴史の進歩を、世界地図を示しつつ伝えていきます。

最後に、元氣の出る名言を紹介します。最近はおつばら、アメリカ占領下で那覇市長をしていた、瀬長亀次郎さんの「弾圧は抵抗を呼び、抵抗は友を呼ぶ」などの言葉をオール沖縄の闘いと共に紹介しています。若い子たちには「歴史のリレーランナー」という金八先生のモデルとなった三上満氏の言葉を紹介して、憲法こそ私たちに託されたバトンだよ。次の世代にしっかりバトンタッチしようね。と呼びかけています。

これからも皆さんと共に、希望が湧いてくる学習会づくりを頑張っていきたいです。



# 過労死促進の労基法改正は許されない！

―スズキ自販北陸二四歳営業社員パワハラ過労自殺労災 労働保険審査会逆転裁決

北陸 海道 宏実

## 福井労基署業務外認定を

### 労働保険審査会が逆転裁決

「耐えられないよ 仕事と借金。……〇〇さんに怒られるの嫌……たまにミスが大変なことになると怒号だからね。会社行きたくもなくなるわ。……借金の話、まあスズキに負わされたの半分……」と書かれた遺書、それには車内で練炭自殺を図った息子の炭の指紋がついていた。部屋で見つけた「九月決算月にAもBも無い担当者 登録して海でも山でも捨てて来い!!」と部長により手書きマジックで書かれた日報。自殺した後これを讀んだ両親の思いはいかばかりだっただろうか？

大卒後自動車販売会社営業部に配属され二年余り経過した二四歳の男性が、ノルマ不達成やミス等による上司からの厳しい叱責、ノルマ達成のために残ローンを抱えたまま新車購入させられ、取引先の名前を借りて部品等自腹で購入し、さらには業務と無関係のスーツ購入やカレー販売までさせられたあげく借金が膨らんでいった。

長時間労働による過重負荷を受けていた中で、自らメンタルクリニックを受診し、うつ病と診断され休職を勧められたが「会社とお客様に迷惑がかかる」として休職できず、ついには取引先からの不合理な苦情に基づく上司からの叱責が直接の契機となって二〇一二年七月二四日、自車内で練炭自殺した。

両親は、私が担当した一九歳晩産業パワハラ自

殺労災認定（地裁で損害賠償認容判決あり、九月に高裁判決予定）のテレビ報道をたまたま見て、「自分の息子と同じ」と私の事務所を突然訪れた。これはひどい、許せないと直ちに手持ち資料で

福井支店への証拠保全を申し立て、九月に実施、二月には検証資料も利用して福井労基署へ労災を申請した。その後も、独自に携帯メール記録、生前のブログ記載等客観的資料を提出し、生前親しかった大学サークル同期友人からの聴取等重ねて、当然労災認定は認められると考えていた。

しかし、二〇一三年一〇月、福井労基署は「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」——中、「ノルマ不達成」「上司とのトラブル」「重大な仕事上のミス」——弱、総合評価——中として、業務外と認定した。この事案が労災にな

らないのは絶対におかしい！ 労基署が認めないなら裁判で決着をつけてやる！ そんな思いで、裁判（業務外認定取り消し訴訟）を念頭に、さらなる取引先等関係者調査もすすめ、書証も提出するとともに、審査請求し、三ヶ月経過してから再審査請求し、労働保険審査会意見陳述前に開示される一件資料を早く入手する方針を選択し、訴訟提起を準備していた。

その最中、二〇一五年六月二七日、不支給処分取り消しの逆転裁決がなされた。労基署判断との違いはもっぱら労働時間の評価で、終業時刻を二二時頃と三〇分延長し、所定時間後の一時間四五分の休憩時間を「労働から完全に解放されていない」「被災者の労働実態からみて、休憩時間であったとみるのは相当ではない」と判断し、発症前三か月それぞれ二八時間、二二〇時間、一三四時間の時間外労働を認定した。その結果、再審査請求意見書で主張したポイントの一つである、心理的負荷強度「中」の出来事後に、恒常的な長時間労働⇩心理的負荷総合評価「強」と判断した。

私自身、これまで相当数の労災事件を担当してきたが、審査会での逆転裁決は初めての経験で、調査したところ平成二五年度は三〇五件中五件と極めて少なかった（それでも以前よりは門戸が広がった感じがする）。遺族の思いをしっかりと受け止

めて、できることは何でもやる、あきらめない、その結果が実を結んだのだろう。

衝撃的だったのは、大学サークル同期友人から聞いた話であった。なんと被災者の卒論のテーマは「過労死」だったのである。長時間労働やパワハラ等過重負荷が蓄積すると脳心臓疾患や精神疾患に罹患し死に至ることを十分認識していたはずの労働者が自死に追い込まれてしまった、そのくらい過酷で正常な認識を奪ってしまう労働環境に置かれていたという点は現代日本の構造的な労働問題の犠牲者といえるのではないだろうか。

両親は、会社にしつかり息子の死の責任を認めてもらい、謝罪、再発防止のための改善と損害賠償を会社に要求し、現在交渉中で、訴訟も辞さない覚悟である。私たち弁護士（市川徹・諸隈由佳子と海道）も最後までともに闘う覚悟である。

### ■ 労働法制改悪はまさしく 過労死を促進する！

安倍内閣は、総選挙での「圧勝」をてこに、労働者派遣法改悪法案を衆議院で可決させ、次にエグゼンプションや企画業務型裁量労働制等労基法改悪案成立を狙っている。前記事案の被災者は、まさに現代日本の長時間労働野放し、パワハラ放

置のブラック企業の犠牲者である。当事者遺族の怒りをもっともつと国民の中に広げ、こんな労働環境の中で本当に労働時間規制を緩和してよいのか？ 過労死の犠牲者を増やして誰が責任をとれるのか？ 企業の利益は人の命や健康に優先するのか？ 自分の息子・娘・夫・妻に置き換えて、国会議員として恥じない判断をするよう、運動を強めることがまさに私たちに求められていると痛感する。

## 青法協メーリングリストへの 登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp)

まで、アドレスをお送り下さい。

# 社会人経験者がみた法曹養成制度

神奈川 笹 泰子

## 1 はじめに

私は、法学部卒業後、他業種での職務経験、子育て等を経て、ロースクールに進学し、第六七期で司法修習を修了しました。以下では、いわゆる社会人経験者としての視点からみた法曹養成の実情をご紹介します。

## 2 法科大学院受験まで

私が法学部に在籍していた時は、旧司法試験時代で合格率も低い上に、詰め込み式勉強方法が主流でしたので、私は法律科目を敬遠して、政治科目ばかりを履修していました。

その後、就職、留学と出産を経て、色々とスローダウンしていた頃に、旧司法試験とは異なる制度とのふれこみを信じて、法科大学院

受験を始めました。適性試験の成績は散々でしたが、今般の司法改革の柱の一つに法曹となる人材の多様性が掲げられていたことが幸いして、一橋大学法科大学院に入学しました。

## 3 法科大学院では

私は三年間の未修課程に在籍しましたが、法科大学院発足時よりも社会人比率は低下していた頃で、二五人のクラスの多くは法学部新卒、社会人経験者は四名でした。うち二名は、合格率の低さや制度としての先行きの不透明さ等の事情から、途中で辞めてしまいました。

未修一年目は、既修者と合流し応用的な学習を始める二年次までに、基礎的知識を習得することを目的としたカリキュラムでしたが、授業のスピードも速く、決して初学者に優し

いものではありませんでした。初学者のあやふやな知識でソクラテックメソッドでの教育を試みるがために、結局、知識も法的思考方法も身につかない結果に終わる授業も少なからずありました。そんな未修クラスで好成績を修めていたのは、もっぱら、法学部卒かつ予備校での指導を受けた学生達でした。

年次が上がると、自主ゼミが組まれるようになり、そこでは予備校仕込みの起案スキルを持った既修生が、起案の作法を伝授するといったこともあったようです。また、定期試験の際に、クラスの有志が優秀答案を集めて配布したり、稀ですが教員が定期試験以外の起案の機会を設けることもありました。私は、卒業生である弁護士等が、起案指導をしてくれたことにもかなり助けられました。二年次以降は、講義内容のレベル自体は高いものが多かったように思います。

私は、子どもの保育園の送り迎えがあった関係で、あまり自主ゼミに参加できなかったこともあり、法科大学院での教育に期待していましたが、トレーニングという点において、やや不十分であったことが残念でした。特に、公式な起案の指導が欠けていることは、制度上、問題があると感じました。起案の作法を抑えていない答案は酷評されますが、その作

## ロースクールの実情と 法曹養成

法自体の教育はないのです。他方、起案の作法を書いた予備校本を真似た起案をすると、教員からは批判されます。

こう書くと、諸先輩方は、法曹たるもの、起案技術は当然、自分で身につけるべきものと思われるかもしれません。ですが、法科大学院設置の趣旨として、従来の法学部教育と一線を画した実務家養成、つまり法律知識を駆使して実務的文書を作成する能力の養成があるのであれば、知識や法的思考力の養成と起案能力の養成は、本来、教育の両輪をなすべきものではないでしょうか。

なお、この背景には、法科大学院制度の発足から間もない二〇〇七年に、司法試験審査委員であった大学教授が指導した答案練習会において、本試験類似の問題が出題されていたという事件があるとも聞きました。この事件を契機として、それ以降は、どの学校でも、「試験対策」ととられかねない指導を自粛しているようですが、制度としてはいびつであると思います。

ちなみに、未修クラス出身者は、既修クラス出身者に比べて、司法試験の合格率が極めて低いという傾向があります。つまり、法

科大学院だけで学んだ者は、新司法試験にさほど対応できていない、ということです。

### 4 司法修習において

六七期は、初めから分野別修習が始まるカリキュラムでした。分野別修習中に、単発で、二日間、他分野の教官から講義を受けたり、起案をしたりしました。例えば、刑事裁判修習中に、細切れに民・刑弁護、検察の講義や起案をするため、教育効果が薄まってしまい、各分野の特性を習得するのに苦労しました。そのこともあって、六八期からは、六期以降廃止されていた、司法研修所での導入修習が復活したのかもしれませんが。

また、社会人経験者として、司法修習中に違和感を抱いたことがあります。それは、公的な立場にある司法研修所の教官の言動に、かなり非公式な部分があったことです。例を挙げると、司法修習が重要なリクルートの場として機能しているためか、裁判・検察教官は、連絡に私用メールアドレスを用いており、クラスの担当修習生全員宛のメールで、「〇〇（あだ名）と呼んでください」と呼びかけていました。また、教官の独自の判断で、本人の希望の有無に関わらず修習生全員と身上書を参照しながら面談をし、修習とは関係のない個

人的な事項についても質問をするといったこともありました。

おそらく、司法試験合格者が新卒者中心で少数であった時代の名残で、親しみを込めた指導の一環なのだろうと善解しようと努めていたのですが、多様なバックグラウンドを持った修習生の中には、教官等から学生のような扱いをされることに、違和感を持つ人も多いのではないのでしょうか。

### 5 おわりに

法科大学院と貸与制の下での修習は、金銭的にも決して楽ではありません。私は、学費、交通費、書籍代の他に、子どもの保育園代もありましたから、特に時間的拘束のある司法修習では、経済的負担は非常に重いものでした。

私が経験した法曹養成制度は、多様な人材を確保するという建前もありますが、その実情としては、「法学部新卒、予備校経験あり、家庭責任なし、実家からの経済的援助あり」という人が基準に組み立てられているように思われる面が多々ありました。目的と制度の整合性を、今一度見直す時期にきているものと考えます。



検証 「新時代の刑事司法」の背景と実像…第二回

## 治安強化、監視・密告社会への策動を許すな

東京 加藤 健次

通常国会に提出されている「刑事訴訟法等の一部改正」法案は、刑事訴訟法「改正」だけでも九つの項目、さらに五つの法律の「改正」案が「一括法案」として提出されている。法案は、法制審で全員一致で「一括採択」された答申に基づいているため、政府は、国会でも審議を一括して行い、法案の問題点が明らかになる前に成立させてしまおうと企てていた。しかし、野党議員の追及の前に、衆院法務委員会では、取調べの可視化、司法取引制度、証拠開示・保釈等、盗聴法拡大という論点ごとの審議を行うことが合意され、質疑が行われ、法案の問題点がいっそう浮きぼりになった。

しかし、自民、公明、民主、維新の密室の修正協議によって修正とはいいがたい「微修正」が施されて、八月七日に衆議院を通過した。

法案の問題については、すでに多くの指摘がさ

れている。ここでは「捜査機関の焼け太り」と評された捜査機関の権限拡大、治安強化という側面から、「新時代の刑事司法」の本質と問題点を検討する。

### ● 「世界一安全な国」づくりのため？

法制審「新時代の刑事司法制度特別部会」の本来の役割は、冤罪を生み出してきた構造的な問題、すなわち密室における長時間の取調べによる虚偽自白の強要、捜査機関による証拠の隠蔽などの構造的問題を解決することであり、取調べ過程の全面可視化（録音・録画）は、その一步となるべきものであった。ところが、捜査側の抵抗によって、可視化の範囲が極めて限定される一方で、盗聴法の適用拡大、要件緩和と司法取引制度の導入

という捜査機関の権限を拡大する内容が答申に盛り込まれた。

さらに、今国会での上川法務大臣の法案の趣旨説明では、「冤罪の防止」という目的は明示されず、かえって「世界一安全な日本をつくる」という視点が打ち出された。これは、二〇一三年二月一五日に閣議決定された『世界一安全な日本』創造戦略」を踏まえたものである。この閣議決定は、二〇二〇年の東京オリンピック、原発問題、テロ対策などを見据えて、わが国の治安強化を図り、「強い国」をつくることをめざしている。

安倍政権は「世界一企業が活動しやすい国」づくりと称して、労働法制の規制緩和を強行しようとしているが、ここでも「世界一安全な日本」という名の下に治安強化策を打ち出していることに警戒する必要がある。

その意味で、今回の法案は、「冤罪防止」という本来の目的からの「後退」「逸脱」というレベルにとどまらない危険な内容を含んでいるのである。

### ● 問われる刑事司法の原則と弁護士役割

これらの法改悪によって、警察の活動は、従来の犯罪捜査、犯罪予防の枠を大きく逸脱し、特定の団体・個人の監視、「捜査」を口実とした情報収

集へと舵を切ることになる。警察全体の「公安化」といってもよい。そのことは、戦前の特高警察などによる人権侵害に対する反省のもとに憲法に明記された刑事司法の原則を骨抜きにしかねない危険を持っている。

このような動きの中で、日弁連が法制審の「一括採択」に賛成し、法案の早期成立を求めていることはきわめて重大な問題である。弁護士が憲法を力に治安強化の動きに対抗していくのか、それとも治安強化の体制に組み込まれてしまうのか、そのことが厳しく問われている。

## ● 盗聴法拡大、司法取引が 濫用される危険性

盗聴法の拡大や司法取引制度は、国民の運動に対する弾圧の手段として悪用されることが危惧される。その実例が「生活と健康を守る会」に対する弾圧事件である。

二〇一三年、大阪府警警備課は、大阪市の「淀川生活と健康を守る会」、「大阪生活と健康を守る会」、さらには「生活と健康を守る会」本部に対して搜索・差押を行った。大阪府警は、「不正受給」を行ったとされる「元会員」の生活保護申請に同会のメンバーが同行したことを「不正受給」の「共犯」と無理矢理に仕立て上げて、強制捜査に踏み

出したのである。

法案は、盗聴の対象犯罪を現在の「組織犯罪四類型」(薬物、銃器、密航、組織的殺人)から、窃盗、詐欺、逮捕監禁、傷害、恐喝等の一般犯罪に拡大しようとしている。また、司法取引の対象となる犯罪は、文書偽造、有価証券偽造、汚職、詐欺、恐喝、横領など多岐にわたっている。

生活と健康を守る会の事件の容疑は「生活保護法違反」であったが、警察が「組織的な詐欺」と決めつければ、拡大された盗聴法の対象となり、かつ、司法取引によって「元会員」の供述を得ることも可能となる。

警察庁は、一九八六年に発覚した日本共産党の緒方靖夫国際部長(当時)宅の盗聴事件について、国賠訴訟で緒方氏の勝訴が確定しているにもかかわらず、いまだに謝罪はおろか事実を認めることすら拒否している。また、今回の無謀な強制捜査に対して裁判所は平然と令状を発布しており、裁判所の令状審査が濫用防止に役立たないことは明白である。弾圧を目的とした捜査機関による濫用のおそれは決して杞憂ではない。

## ● 監視・密告社会を許さない 世論を広げよう

安倍政権は、多くの国民の反対を無視して、戦

争法案を強行成立させようとしている。一昨年強行成立した秘密保護法は、日本がアメリカと共同の軍事行動を行う上で、国民に知られてはまずい情報を政府が勝手に「秘密」に指定し、情報を明らかにしようとする国民の動きを封じ込めるための法律である。さらに、「テロ対策」を口実として「共謀罪」の成立が企まれている。

こうした状況の下で、今回の盗聴法改悪と司法取引制度導入の本質をとらえることが必要である。これらの制度は、監視と密告奨励の社会をつくろうとするものであり、「戦争をする国」づくりの刑事司法版といつてよい。

いま、刑事司法をめぐる問題は、憲法とこの国の社会のあり方そのものに関わる問題となっている。憲法を守り、「戦争をする国」づくりを阻止するためにも、あきらめることなく参議院で廃案へと追い込んでいこう。

# カネミ油症事件

## —事件の概要と今後の課題—

東京 保田 行雄

### ■ カネミ油症事件とは

カネミ油症事件とは、一九六八（昭和四三）年、福岡県北九州に本社のあるカネミ倉庫株式会社（カネミ倉庫）が製造販売した米ぬか油（カネミライスオイル）を食べた人々が、製造過程で混入したポリ塩化ビフェニール（PCB）により深刻な健康被害を受けた食品中毒・公害事件である。

主に西日本で発生し、被害者は特に福岡、長崎、広島等に集中した。当初保健所に届け出た被害者は約一万四千名であるが、九州大学に設置された油症研究班が作成した診断基準により、カネミ油症の被害者として認定されたのは、わずか一八六九名であった。

### ■ カネミ油症の症状

全身の吹出物（クロロアクネ）や脱毛等の症状のため、当初は皮膚病が主で、体内からPCBが排出されれば元の健康な体に戻るかと思われたが、実際には、ダイオキシン類が主原因であり、ダイオキシン類が体内の諸器官組織に沈着して障害を誘発し、多くの被害者が、頭痛、腹痛、胃・腸・肝臓・呼吸器等の全身性疾患で苦しんでいる（「病気のデパート」）。

カネミ油症に確立された治療方法は未だない。被害者は、未だ全治の見込みのないまま様々な症

状で苦しんでいる。

### ■ カネミ油症裁判（旧訴訟）の経過

被害者は、カネミ倉庫（米ぬか油を製造販売）、鐘淵化学（現株式会社カネカ、PCBの製造販売）、国（食品衛生行政の責任）を被告として、一九七〇（昭和四五）年に訴訟（旧訴訟第一〜四陣）を起こした。訴訟では、カネミ倉庫に勝利（確定）、鐘化に連勝し、国に対しても第一陣高裁、第三陣地裁で勝訴した。ところが、第二陣福岡高裁が国と鐘化を免責する判決を言い渡し、訴訟は最高裁での審理に持ち込まれた。

しかし、最高裁は事実上国と鐘化を免責する判断を示し、旧訴訟は、やむなく一九八七（昭和六二）年に最高裁での鐘化との和解、国に対する訴訟取り下げで終了した。

### ■ 仮執行金返還問題

旧訴訟終了後、被害者に対する恒久対策が未確定のまま、国に対する仮執行仮払金返還問題（約二七億円）もあつて、運動は急速に萎んでいった。

ところが国は、仮払金の期限である一〇年を経た一九九七（平成九）年になって、被害者やその相続人らに対して仮払金の返還を求め、そのことが原因で離婚に追い込まれたり、自殺者がでた。

## ■ 人権救済の申立と

### 仮払金免除の特例法

一九九〇年代後半、清掃工場から排出されるダイオキシン問題に取り組み東京の市民団体が、カネミ油症事件について、ダイオキシン類の経口摂取による初めての健康被害事例として、故原田正純先生（水俣病で有名）とともに、長崎県五島市の被害者を中心に自主検診を行い、被害者が今なお苦しんでいること、未認定被害者が放置されている実態を明らかにした。

この活動が契機となつて、①認定基準の改訂（ダイオキシン中毒を認めること）、②仮払金問題の解決、③恒久対策の確立を求める運動が新たに始まった。そして、二〇〇四（平成一六）年に五十九名の被害者が人権救済の申立を行った。その結果、二〇〇七（平成一九）年四月一七日、日弁連は、国とカネミ倉庫に対して人権救済の「勧告」を、カネミに対して「要望」を出した。二〇〇四年に国は認定基準を改定し、二〇〇五（平成一七）年、新たに一六人を認定した（新認定被害者）。

また、被害者らの国会への働きかけで、まず、二〇〇七年六月に「カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律」が成立し、仮執行金返還問題は解決をみた。

## ■ カネミ油症新認定被害者の訴訟

カネミ油症被害者のうち、旧認定被害者は、旧訴訟のなかで一定の和解金を鐘化から取得した（カネミ倉庫は支払い能力がないとして二百万円の見舞金のほか、一定の治療費を国の支援の下で支払う以外賠償金は支払っていない）。しかし、新認定被害者は、認定されても、カネミ倉庫から見舞金二百万円と認定後の医療費の支払いをうけるだけでほかに何ら補償はない（カネミは新認定被害者への補償を拒否）。

そこで、新認定被害者（五五名）は、二〇〇八（平成二〇）年に福岡地裁小倉支部において、カネミ倉庫を被告として損害賠償請求訴訟（新認定訴訟）を起こした。訴訟では、現在なお高濃度のPCDFが体内に残留し、被害者が深刻な健康被害をうけている事を立証した。

しかし、二〇二三（平成二五）年三月の福岡地裁小倉支部は、カネミ倉庫の責任を全面的に認めながら、被害者には一九六九（昭和四四）年末までには、何らかの症状が発症していたとして、除外の起算点を六九年末として、一九八九（平成元）年末の経過により、除外により請求権は消滅したとの不当な判決を下した。福岡高裁においても、二〇一四（平成二六）年二月、控訴棄却の不当判決であった。被害者らは、上告と上告受理申立をしたが、

二〇一五年（本年）六月二日、最高裁は上告・上告受理の申立を棄却・受理しないとの決定を下した。

カネミ油症は、人類が初めて経験したダイオキシン類の経口摂取による中毒事件であり、教科書もなく専門家もない。九大油症研究班によつて作られた診断基準に基づいて各県で油症の認定が行われてきた。当初の油症診断基準は皮膚症状に重点を置き、PCDF（ダイオキシン類）などの検査精度の進歩に伴い、診断基準は変更されてきた。新認定被害者は、ようやくダイオキシン類が基準に取り入れられて二〇〇四年以降油症に認定された被害者である。

判決の考えでは、除外期間を避けるには新認定被害者は油症に認定される前に訴訟の提起をしなければならぬことになるが、当時、認定される以外に被害者と認められることは困難であった。最高裁の不当決定により、新認定被害者（提訴後の認定被害者も含む）が訴訟で賠償を求める途は事実上閉ざされることになった。今後、旧認定被害者を含め、被害者をどの様に社会的に支援するかが課題となる。

## ■ 被害者救済法の成立

カネミ油症事件から四四年を経た二〇一二年八月「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が成立した。



この救済法では、「カネミ倉庫が治療費などを支払えるように国が必要な施策を講ずる（九条）」、「国は、カネミ油症患者の健康状態を把握するために必要な施策を講ずる（一〇条）」、「カネミ油症の診断基準の……見直し……（一二条）」などが規定されている。一〇条による健康状態の調査は毎年行われ、これに応じた被害者には毎回二

四万円（国から一九万円、カネミから五万円）が支払われることになっている。しかし、救済法は、被害者の求める恒久対策の内容からみれば不十分である。医療費の公費負担、健康調査協力金に留まっている手当を、健康管理手当（公的制度）として確立し増額すること。また、支払い能力のないカネミ倉庫に対する国の

支援を強化し、新認定被害者に対する賠償金の支払いなど補償を実行させることなどが必要である。法には三年後の見直しが明記されている。今後の課題である。人類が初めて経験したダイオキシン類の経口摂取による中毒事件であるカネミ油症患者の救済を放置することは許されない。

## 青法協弁学会合同部会◎声明

### 「戦争法案の衆院強行採決に強く抗議する」議長声明

本年七月一日、政府与党は、衆院特別委員会において、集団的自衛権行使を可能とするなど明白に憲法に違反する「戦争法案」（安全保障関連法案）を野党が欠席するなか強行採決し、さらに同月一六日には衆院本会議でも強行採決を行った。憲法前文、九条に掲げられた平和の理念を根底から突き崩す戦争法案の衆院可決に対し、青年法律家協会弁護士学者合同部会は強く抗議する。

この戦争法案は、これまで政府が憲法上認められないとしてきた集団的自衛権の行使を可能とするとともに、自衛隊が米国等の他国軍隊とともに、地理的限定なく、有事平時を問わず緊密に協力して武力

を行使することも解禁する内容となっている。これは、憲法第九条が定めた戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認の平和主義を根底から覆すものであり、また一内閣の恣意的な判断によって六〇年以上にわたって積み上げられてきた憲法解釈が変更されたという点では立憲主義にも違反するものである。

この間、日本弁護士連合会や全国の五二の単位会、そして九割を超える全国の憲法学者が本法案の違憲性を強く指摘してきた。政府与党が集団的自衛権行使容認の論拠であると強弁した砂川事件最高裁判決の引用や、集団的自衛権行使を否定していないとする一九七二年政府見解の論理すり替えは、いずれも憲法

学者からの批判を受け論理が破たんした。また、答弁に窮した政府与党は、「国民の命と暮らしを守り抜くのは、憲法学者ではなく私たち政治家だ」などと、およそ立憲主義を理解しない発言を繰り返し、国会審議が続くにつれ、本法案の矛盾点が噴出していったのであった。国民の六割がこの戦争法案は違憲であると受け止め、八割が説明不足であると感じ、また全国三九三の自治体で戦争法案について、反対ないし慎重審理の決議が挙がったのも当然であろう。

政府与党のごまかしの論理に対し、若者を含む多くの国民が不安と怒りを持ち、本法案の撤回を求めて国会前をはじめ全国各地で連日、集会やデモを繰り広げた。こうした国民の声に耳を傾けずに強行採決を行った政府与党は、民主主義、国民主権を蔑ろにしたと言わねばならない。

今後、論戦の場は参院へと移される。衆院可決後

## 今後の日程

## 【常任委員会】

## \*第3回

2015年12月4日(金)～5日(土)  
静岡(浜松)

## \*第4回

2016年 3月4日(金)～5日(土)  
鹿児島

## 【第47回定時総会】

2016年6月25日(土)・26日(日)  
神奈川

## 各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

## 【修習生委員会】

9月 3日(木)16時～  
(全国スカイプ会議は16時～16時半)

## 【広報委員会】

9月29日(火)18時～

## お知らせ

「法律家六団体共同アピール『憲法違反の戦争法案はいますぐ廃案に』(二〇一五年六月二十九日付)、「自民公明両党などによる戦争法案の衆議院強行採決に強く抗議し、同法案の廃案を求める法律家六団体共同声明」(二〇一五年七月一六日付)を発表しました(アピール文はホームページに掲載しています)。

も、法案成立を絶対に許さないという国民の声はますます盛んとなっている。特別委員会での強行採決がなされた七月一五日には、国会前を六万人が埋め尽くした。憲法の定める平和主義の堅持を求めて設立された当部会は、本年総会でも「戦争法案の廃案を求める決議」をあげているが、あらためて政府与党による衆議院強行採決に対して強い怒りを込めてこれを抗議

するとともに、多くの国民と連帯して、この戦争法案を廃案とするため全力を尽くすことを宣言する。

二〇一五年七月一七日

青年法律家協会弁護士学者合同部会  
議長 原 和 良

## 編集後記

▼探査機ニューホライズンズが冥王星に最接近した。アニメ「宇宙戦艦ヤマト」では、地球侵略を企むガミラス星

の前線基地が冥王星に建設されており、人類を救うため太陽系外へ向かうヤマトを、反射衛星砲で苦しめたのが司令官シウルツであった。大ガミラス帝国デスラー総統の顔色が青であったのに対し、シウルツの顔色が肌色であったのは、植民星出身の二等ガミラス人だったからだと言われている。

▼こうした話題で一部が盛り上がりつつある同じ週に、いわゆる「安保法案」が衆議院で可決した。九一年半という歳月をかけ、わずかに七二秒の誤差で太陽系辺境の星に到達した探査機をつくれる人類が、二二世紀に、まだ武力で地球上の紛争解決を叫んでいるとは情けない。▼ヤマトの知略により基地が壊滅状態となったシウルツは、デスラーから「勝利の報告しか聞かない。」と言われ、ヤマトに特攻をかけて散った。日本国民もいつか前線に立つときが来るのだろうか。

(町田正裕)